

仕様書

日本貿易振興機構
ビジネス展開支援部

- 1 就業場所 福井貿易情報センター
- 2 部署業務内容 福井県内の製造業、販売業、サービス業の輸出、海外投資にかかる相談対応、セミナー、国内外の商談会等支援事業の実施
- 3 業務内容 中堅・中小企業が行う海外への事業展開に対する支援業務におけるアシスタント業務
- ① 支援する中堅・中小企業の情報、支援状況等の集計、関連資料の作成
 - ② 企業からの支援申請への初動受付(着信電話対応、内容確認、担当者への引渡し等)
 - ③ 外部の協力支援機関(政府系機関、自治体、金融機関、産業団体等)との事務通信
 - ④ 上記の実施のための関連作業、諸手続き
 - ⑤ 企業等との面談のアレンジ、同行、記録(単独での企業訪問は無い)
 - ⑥ 当部が担う中堅・中小企業への支援事業共同体(新輸出大国コンソーシアム)の事務局業務における事務アシスタント
 - ⑦ 会議、セミナー等の配布資料作成、準備、受付、議事録作成
 - ⑧ その他、関連する事業実績の記録、関連資料の作成
 - ⑨ その他、関連する事務一般の業務

募集人数: 1 名

出張の有無: 有

残業: 法定内 244 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
法定外 244 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

- 4 派遣契約期間 2017年4月3日 ~ 2018年3月31日
※本契約終了後の契約更新なし
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。

- 5 勤務時間 9:00 ~ 17:00

(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日

(勤務曜日) 月火水木金

- 6 派遣元の要件

- ① 全ての競争参加資格を満たし、かつ本案件の業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
- ② 派遣する人材は、自社からの派遣実績があり、信頼に足る人物であること。自社からの派遣実績が無い場合は、当該人材が全ての必須条件を兼ね備え、かつ本案件の業務遂行能力を有することを客観的に証明すること
- ③ 契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
- ④ 派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
- ⑤ トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
- ⑥ 弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など)
- ⑦ 全ての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

7 派遣職員の必須要件

- ① 支援する中堅・中小企業、企業支援関係機関、JETROの国内外事務所等と、面談、電話、電子メール等で円滑なコミュニケーションができること。初対面の外部関係者とも協調して業務を遂行できること。
- ② 業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報・個人情報の取り扱い、知的財産権、コンプライアンスの重要性を理解し、公的機関(行政及び同関係機関)に勤務するものとして適切な対応(態度・言動)ができること。
- ③ 文書作成、表計算、電子メール等の業務上必要なソフトウェアを使う業務を実施可能なこと。
- ④ お客様(中堅・中小企業)との窓口的役割を担う場面も想定されるので、お客様対応の経験を有していることが望ましい。
- ⑤ 「JETRO貿易実務オンライン講座基礎編」修了レベル程度の基礎的貿易業務知識を有していること。
- ⑥ 支援する中堅・中小企業、企業支援関係機関、JETROの国内外事務所等との打ち合わせ、セミナー開催のために出張(原則日帰り)が可能であること。
- ⑦ 本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。

OAスキル:	WORD	簡単な新規文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷、画像貼付
	EXCEL	データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ
	PowerPoint	資料の新規作成・加工・編集
	Access	既存DBへのデータ入力
	その他	-
英語スキル:	レベル	求めず
	使用内容	無し
	使用頻度	無し

8 職場の環境

- ① 管理職1名、職員1名、非常勤嘱託員4名、派遣職員1名
- ② 管理職および職員が業務に関する説明、指示を行う

9 その他の要望

-

10 その他

① 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、JETROの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、JETROは代替人員の派遣を求めない場合がある。

② 派遣労働者の交代

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、JETROは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにJETROに連絡すること。

③ 出張

業務に出張が含まれる場合には、別途、出張に関する協議書を締結することとする。

以 上